

焼津市立総合病院公告第 6 号

焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

平成 28 年 7 月 19 日

焼津市病院事業管理者 太田信隆

1 業務概要

(1) 業務名

焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

(4) 予算額

22,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内。

提案内容の見積金額はこの額を超えてはならない。

2 業務実施の目的

基本計画策定支援業務委託にあたり、当院の実情を把握し適切に助言・提案できる支援業者を選出するために公募型プロポーザルを実施する。

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。かつ、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、更生及び再生手続開始の申立てが成されていないこと。
- (2) 本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、焼津市建設工事等に係る資格制限、指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 次の①と②を満たす者を統括責任者として配置すること。
 - ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。
 - ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント
 - イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー

ウ 一級建築士

- ② 許可病床数が 400 床以上の病院の新築、全面改築に係る基本構想又は基本計画策定業務（医療機器整備の計画作成など、基本計画の一部を受託したものを除く。）を担当しかつ履行した実績を有すること。

(5) 次の①と②を満たす者を主任担当者として配置すること。

- ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。

ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー

ウ 一級建築士

- ② 病院の新築、全面改築に係る基本構想または基本計画策定業務（医療機器整備の計画作成など、基本計画の一部を受託したものを除く。）を担当しかつ履行した実績を有すること。

(6) 次の①と②を満たす者を設計担当者として配置すること。

- ① 次のアからウのいずれかの資格を有していること。

ア 日本医業経営コンサルタント協会認定医業経営コンサルタント

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会認定コンストラクション・マネジャー

ウ 一級建築士

- ② 病院の新築、全面改築に係るコンストラクション・マネジメント業務または設計業務（病棟の増改築や一部改修など、部分的に受託したものを除く。）を担当しかつ履行した実績を有すること。

4 手続き等

(1) 担当課

〒425-8505 静岡県焼津市道原 1000 番地

焼津市立総合病院経理課病院建設準備室

TEL 054-623-3111 (代) FAX 054-623-3161

E-mail : kensetsujunbi@hospital.yaizu.shizuoka.jp

(2) 実施要領等の交付

ア 交付期間

平成 28 年 7 月 19 日（火）から平成 28 年 8 月 10 日（水）まで

イ 交付方法

資料は、焼津市立総合病院ホームページからダウンロードすること。

(<http://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/>)

ダウンロードできない場合は、担当課窓口でも交付する。

（窓口交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付期限

平成 28 年 7 月 27 日（水）午後 5 時まで

イ 提出先

上記 4（1）に同じ。

ウ 提出方法

質問書（様式第 8 号）を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）または郵送すること。

エ 質問への回答

平成 28 年 8 月 5 日（金）に焼津市立総合病院ホームページ上に公開する。

[\(http://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/\)](http://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/)

(4) 参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限

平成 28 年 8 月 10 日（水）まで

イ 提出先

上記 4（1）に同じ。

ウ 提出方法

実施要領にて指定した書類を、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）または郵送すること。

(5) 参加資格の確認結果

ア 参加資格確認結果は、平成 28 年 8 月 19 日（金）に申請者へ電子メールにて通知する。

イ 参加資格確認申請書を提出するものが 5 者を超えた場合は、申請時の提出書類の実績等により審査を行う。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出期限

平成 28 年 8 月 26 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先

上記 4（1）に同じ。

ウ 提出方法

実施要領にて指定した書類を、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）または郵送すること。

5 優先交渉権者の決定

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その結果に基づいて、企画提案書を提出した者のうちから優先交渉権者を決定する。

6 その他

- (1) 2者によるコンソーシアム（共同企業体）が、本プロポーザルに参加することも認める。ただし、1者が複数の提携を結び、本プロポーザルに重複して参加することはできない（例えば、「ある1者のコンストラクション・マネジメント事業者が、2者の医業経営コンサルタント事業者とそれぞれに提携し、プレゼンテーションに2回参加すること」は認められない。）。
- (2) 選定に係る一切の経費は提案者の負担とする。また、提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。なお、業務委託費用の支払いについては、受託候補者特定後に協議の上決定する。
- (3) 受託候補者特定後、受託候補者と協議の上、仕様書の確定を行う。当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加等を行う。その際、提案内容がすべて仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4) 参加事業者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合は、再度選定を実施する。
- (5) 企画提案書類一式提出後の書類の変更、差し替えは原則として認めない。
- (6) 当院から得た資料・情報等を他に流用・提供することを堅く禁ずる。提案を辞退した事業者、または審査の結果、当院との契約に至らなかった事業者は、当院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。
- (7) 提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合は、優先交渉権者の選定を取消すことがある。また、契約後に仕様書記載された内容が遵守されない場合にも同様とする。
- (8) 次のいずれかに該当したときは、本選定への参加資格を失うことがある。
 - ア 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
 - ウ その他不正な行為があったと認められるとき。